

令和8年度 集団指導

◎特定教育・保育施設◎

＜保育内容編＞

練馬区福祉部指導検査担当課保育サービス検査係



1 人権・虐待防止

保育所等における虐待について

特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(練馬区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第25条)

◇ 保育所等における虐待とは、職員がこどもに行う次の①から④の行為をいう。

① <身体的虐待>	保育所等に通うこどもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
② <性的虐待>	保育所等に通うこどもにわいせつな行為をすること又は保育所等に通うこどもをしてわいせつな行為をさせること。
③ <ネグレクト>	保育所等に通うこどもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、当該保育所等に通う他のこどもによる①②又は④までに掲げる行為の放置その他の保育所等の職員としての業務を著しく怠ること。
④ <心理的虐待>	保育所等に通うこどもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の保育所等に通うこどもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

保育所等における虐待について

① <身体的虐待>

- 首をしめる、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、逆さ吊りにする、ご飯を押し込む、食事を与えない、戸外に閉め出す、縄などにより身体的に拘束するなどの外傷を生じるおそれのある行為
- 打撲傷、あざ（内出血）、骨折などの外見的に明らかかな傷害を生じさせる行為

② <性的虐待>

- 下着のままで放置する。
- 必要のない場面で裸や下着の状態にする
- こどもの性器を触る、こどもに触らせる、見せる
- わいせつな言葉を発する、会話する
- ポルノグラフィーの被写体などを強要する又はポルノグラフィーを見せるなど

①から④の 行為の 具体例

③ <ネグレクト>

- 健康、安全への配慮を怠っている
- 必要な看護等を行わない
- 泣き続けるこどもに長時間関わらず放置する
- 適切な食事を与えない
- 別室などに閉じ込める、部屋の外に締め出す
- 虐待等や不適切な指導を行っている状況等を放置する

④ <心理的虐待>

- 言葉や態度による脅かし、脅迫を行う
- 感情のままに、大声で指示したり叱責したりする
- 他のこどもとは著しく差別的な扱いをする
- こどもを無視したり、拒否的な態度を示す
- 「バカ」「あほ」など侮辱的なことを言う
- こどもの自尊心を傷つけるような言動を行う（例えば、食べこぼし等を嘲笑する「どうしてこんなことできないの」などと言う）

保育所等における虐待について

令和7年10月1日施行

虐待と疑われる事案を発見した場合

「虐待を受けたと思われるこどもを発見した者は、速やかに、これを都道府県又は市町村に通報しなければならない」

こととされている。

児童福祉法第33条の12第1項

保育所等は状況を正確に把握するとともに市町村や都道府県に設置されている相談窓口や担当部署に対して、把握した状況等を速やかに情報提供・相談し、今後の対応について協議する必要がある。

〔参考〕 「保育所や幼稚園等における虐待防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」

こども家庭庁 文部科学省 令和7年8月改訂

こども一人一人の人格を尊重した適切な保育の取り組み

人権擁護の観点から「良くない」と考えられるかかわりの例

1 子ども一人一人の人格を尊重しないかかわり

自分から訴えてトイレに行くことができるようになった子どもに対して「おしっこでない」と訴えていても、トイレに行くように促す。



自分の感覚で排泄を知らせることができる子どもに、保育士の都合で強制的に排泄を促すことは、子どもの自主的な行動の妨げになります。子どもが自ら排泄を訴えることができる配慮をしましょう。

2 物事を強要するようなかかわり・脅迫的な言葉がけ

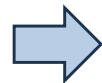
寝ずに話をしている子どもに対して、外で寝るように言ったり、布団を友達の布団と離して敷いたりする。



午睡中に話をすることが友だちの迷惑になるかもしれないこと、身体を休めることの大切さを伝え子どもが納得して行動できるよう言葉がけをしましょう。

3 罰を与える・乱暴なかかわり

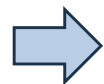
集団行動をするための言葉がけをした際、言葉がけを聞かない子どもに「〇〇しないなら〇〇できないからね」と言葉かける。



〇〇しないなら、〇〇できない、の言葉がけは、子どもに行動を強要するかかわり、脅しです。子どもが自分自身で考え、行動する力を育むことができるよう、肯定的な言葉がけをして、子どものやる気を育てていきましょう。

4 一人ひとりの子どもの育ちや家庭環境を考慮しないかかわり

「お休みの日にどこに行ったかお話して」との問いかけについて、クラスの子どもたち「全員」に発表してもらう。



子どもたちの家庭の経済状況や環境の違いを理解し、子どもの気持ちに配慮した問いかけを心がけましょう。どこに行ったかを話さなくても、どんな遊びをしたのか、楽しかったこと等でもいいかと思えます。

5 差別的なかかわり

いつまでも泣いている男の子に、「男の子だからいつまでも泣かない」や、乱暴な言葉使いをする女の子に「女の子だからそんな言葉使ったらいけない」と注意する。



性別を理由に注意することは、差別的なかかわりです。一人ひとりの違いを認め、かかわりましょう。

不適切な保育を防ぐための保育所等の役割

子どもの最善の利益を考慮した適切な保育を行う
そのために

保育士に対する
教育・研修の実施

第三者評価等を通じた保育士の
気づきの促進

計画作成や
振り返りにおける配慮

不適切な保育が生じることのない
職場環境
及び職員体制の整備

不適切な保育に関する認識の共有のために

- 保育士一人一人が、子どもの人権・人格を尊重する保育や、保育所保育指針等の関係法令に抵触する接し方等について認識し、職員間で共有する。
- 認識を共有するための学びの機会を設ける。
- 日々の保育について、定期的に振り返りを行い、保育士同士で素直に話すことができる場を設ける。

〔参考〕 「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」

2 職員配置

要注意！

0歳児クラスや0歳児を含むグループでは、児童の人数により常勤保育士が2人以上必要な場合があります。

職員配置基準については、東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例および保育所設置認可等事務取扱要綱に定められており、児童の年齢別に必要な保育士数を算出する計算式も示されています。

<ポイント>

常勤の保育士が各組や各グループに1人以上必要です。
乳児を含む組やグループでは、必要保育士数が2人以上の場合、常勤保育士を2人以上配置しなければなりません。

* 条例で定められている保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上。

<配置の例>

在籍児童3人の0才児クラス … 常勤の保育士は1人以上

在籍児童6人の0才児クラス … 常勤の保育士は2人以上

★看護師等をみなし保育士として配置する場合の注意点★

<乳児が3人以下の在籍の場合>

- 保育士と合同で保育を行うこと。
 - 保育に係る一定の知識と経験を有すること。
- ★保育所等での勤務経験が3年に満たない場合は子育て支援員研修等の受講を必須とする。

<乳児が4人以上在籍する

保育所で勤務する場合>

保育に係る一定の知識と経験を有することは、要件ではないが求められるべきものであるため、保育所での勤務経験が3年に満たない場合は、子育て支援員研修等の受講を勧奨する。

※注意※

「保育所における看護師等の配置特例の要件見直しに関する留意事項について（令和4年11月30日厚生労働省子ども家庭局事務連絡）」より**抜粋しています。**

要件については他にもありますので、看護師等を配置する際には、上記事務連絡を必ずご確認ください。

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の附則5に「看護師等を1人に限り、保育士とみなすことができる」と定められています。(准看護師は含めない。)

みなし保育士ができること

- ◎ クラス担任
- ◎ 朝夕保育の当番

*当番の組み合わせについては後のスライドでご説明します。

みなし保育士ができないこと

- ◎ 扶助費の「零歳児保健師等加算」を受けること。

要注意！

みなし保育士でない看護師等は、朝夕の当番や担任になることはできません！

知事が保育士と同等の知識および経験を有すると認める者について

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則附則
(以下「規則附則」という。) 第10項及び第12項

附則第10項

第16条本文の規定により算定した保育士の数が一人となる場合には、同条ただし書（ただし、保育所の開所時間を通じて常時二人を下回ってはならない）の規定は、当分の間適用しないことができる。

この場合においては、保育士一人に加え、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を一人以上置かなければならない。

附則第12項

保育所が八時間を超えて開所する日において開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に依じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、その超える数の範囲において、

当該保育所が雇用した者であって、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、保育士とみなすことができる。

知事が保育士と同等の知識および経験を有すると認める者について

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則附則第10項及び第12項に定める「知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者」とは、次のaからcまでに掲げる者とする。

- a 児童福祉法（以下「法」という。）第7条に規定する児童福祉施設等、法第6条の3第8項、第10項、第12項に係る事業、東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日付12福子推第1157号）に基づく認証保育所（以下「認証保育所という。）又は区市町村が独自に行う保育施設・事業であって区市町村長が適当と認める施設・事業のいずれかで、**継続して1年以上**、乳幼児の直接処遇を担当した経験を有する者。
なお、継続して勤務した期間中の勤務実績は、少なくとも**月平均80時間以上**とする。
- b 法第6条の3第9項に定める**家庭的保育者**
- c 子育て支援員研修事業実施要綱（平成27年5月21日雇児発0521第18号）に基づく子育て支援研修（子育て支援員専門研修（地域保育コース）のうち**選択科目を地域型保育とする研修**）を修了した者（以下「子育て支援員研修修了者」という。）

知事が保育士と同等の知識および経験を有すると認める者について

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則附則第10項及び第12項に定める知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者の取扱いについて（平成28年3月31日付27福保子保3857号）

施設長及び代表者が、保育士と同等の職務を適切に行えると判断した者であること。
したがって、雇用直後の者や、当該保育所に配属された直後の者は認められず、少なくとも一か月は実務能力を確認するとともに、本人の了解のもと、規則附則第10項及び第12項を適用すること。

• 要件を充足していることを証する書類（確認書）

a 一定の勤務経験者

- ㊦ 勤務証明
- ㊧ 法人代表者及び施設長による確認書（日付、署名、捺印のあるもの）

b 家庭的保育者

- ㊦ 区市町村が認定したことを証する書類（写）
- ㊧ 法人代表者及び施設長による確認書（日付、署名、捺印のあるもの）

c 子育て支援員研修修了者

- ㊦ 子育て支援員研修の修了書（地域保育コース地域型保育事業）の修了証（写）
- ㊧ 法人代表者及び施設長による確認書（日付、署名、捺印のあるもの）

朝夕保育の配置の組み合わせについて

配置基準 1人目

保育士資格を有する
常勤職員

+

2人目

- ① 常勤保育士
- ② みなし常勤保育士（保健師または看護師）
- ③ 非常勤保育士
- ④ みなし非常勤保育士（保健師または看護師）
- ⑤ 知事が認める者

1人目

みなし常勤保育士
（保健師または看護師）

+

2人目

非常勤保育士

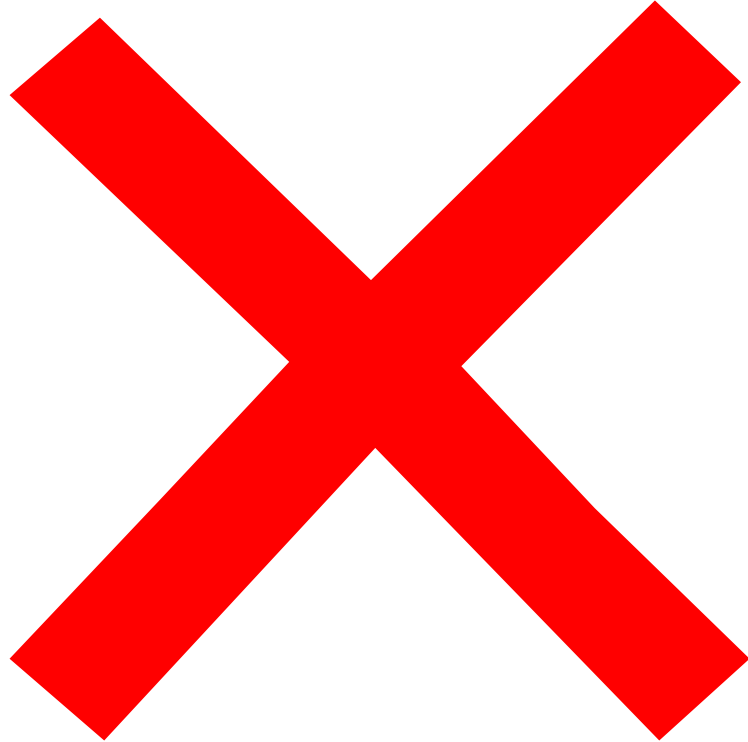
〔参考〕 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則
保育所設置認可等事務取扱要綱

クイズタイム



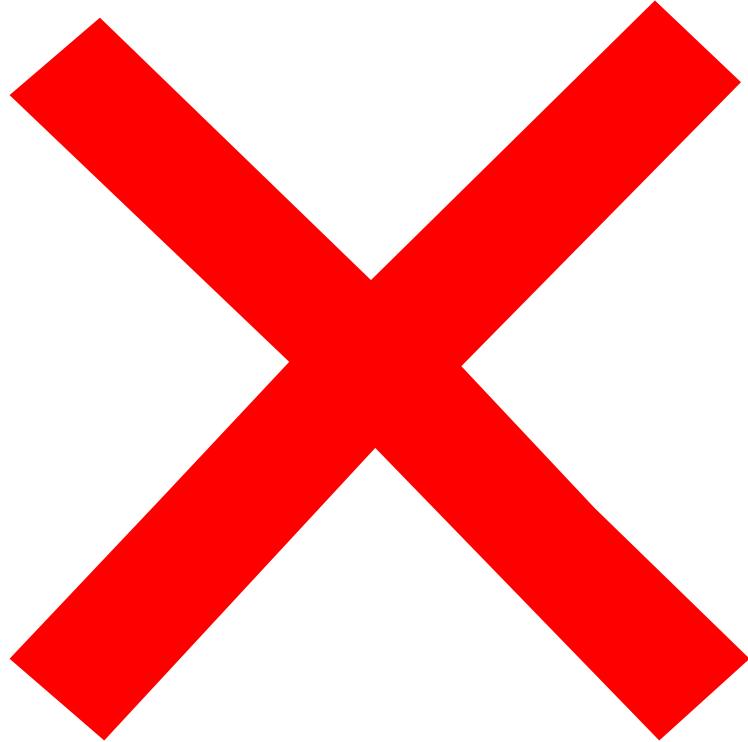
第1問

散歩に行く準備をしている際に
「トイレに行かないと散歩に行かないよ」と
声をかけた。



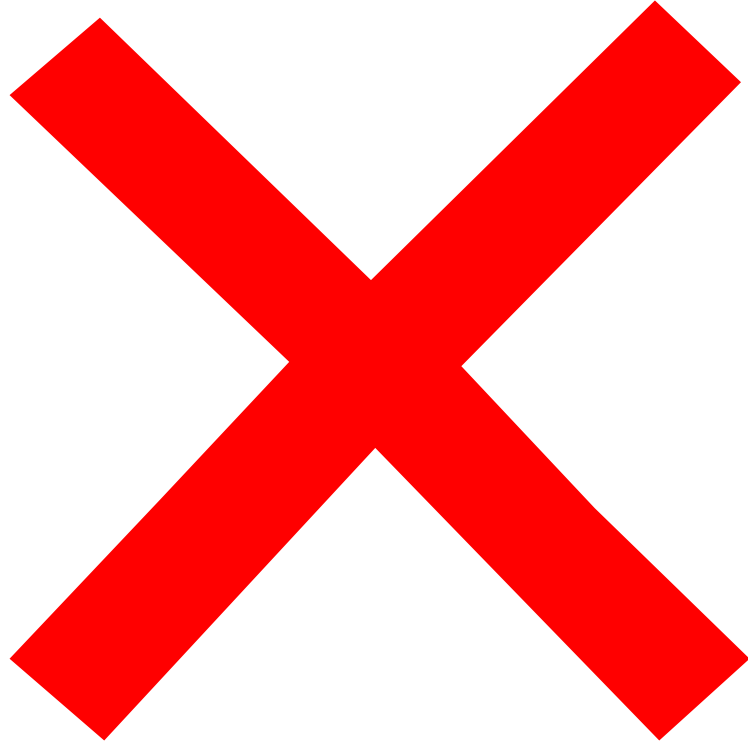
第2問

子どもたちに、道路で車が来たので「壁ぺったんして」と言うと、すぐに塀に身体をつけて車を避けられた。
「壁ぺったんして」という言葉がけは、
子どもたちにわかりやすいので、よく使っている。



第3問

寝ずに話をしている子どもに対して、外で寝るように言ったり、布団を友だちの布団と離したりして、敷いた。



これからも安全安心な保育のために・・・

ご清聴ありがとうございました

Logoフォームの
入力・送信をもって
終了です！
忘れずに～！！



受講報告兼アンケートについて

今年度は、Logoフォームでのご回答となります。
実施通知のQRコードを読み込んでご回答ください。

提出〆切：令和8年7月13日(月) 必着